

福岡市公報

令和7年6月19日 第7154号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

- 地縁による団体の主たる事務所又は代表者の変更(第158号)..... 1
○地縁による団体の主たる事務所又は代表者の変更(第159号)..... 2

公 告

- 一般競争入札の実施(第201号)..... 5
○特定調達契約等に係る落札者の決定(第202号)..... 7
○開発行為に関する工事の完了(第203号)..... 7
○建築協定の認可申請(第204号)..... 7
○建築協定の認可(第205号)..... 8

水 道 局

- 福岡市水道局部長以下専決規程の一部改正(訓令第3号)..... 8

早 良 区

- 住民票の消除(告示第4号)..... 9

告

示

福岡市告示第158号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年6月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	和白4区町内会	会長宅(福岡市東区和白四丁目2番16号)	福岡市東区和白四丁目2番16号 池田 和男

変更後		会長宅（福岡市東区和白一丁目9番16号）	福岡市東区和白一丁目9番16号 武谷 憲章
変更前	土井台自治会		福岡市東区青葉七丁目46番39号 中山 英章
変更後			福岡市東区青葉七丁目45番1号 名切 恭昭
変更前	香椎照葉1丁目戸建町内会		福岡市東区香椎照葉一丁目1番16号 畠山 奈津子
変更後			福岡市東区香椎照葉一丁目1番28号 酒見 佳司
変更前	香椎照葉二丁目戸建町内会		福岡市東区香椎照葉二丁目4番37号 野田 準二
変更後			福岡市東区香椎照葉二丁目3番34号 西牟田 純二
変更前	若宮1丁目1区5組	会長宅（福岡市東区若宮一丁目10番37号）	福岡市東区若宮一丁目10番37号 外谷 由紀枝
変更後		会長宅（福岡市東区若宮一丁目10番2号）	福岡市東区若宮一丁目10番2号 米屋 千代子

福岡市告示第159号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和7年6月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	部木町内会		福岡市東区蒲田三丁目15番58号 井上 和信
変更後			福岡市東区蒲田三丁目20番21号 樋口 浩
変更前	高美台1丁目3区自治会	会長宅（福岡市東区高美台一丁目15番15号）	福岡市東区高美台一丁目15番15号 白樫 宏治
変更後		会長宅（福岡市東区高美台一丁目6番11号）	福岡市東区高美台一丁目6番11号 坪水 達郎
変更前	高美台一丁目2区自治会		福岡市東区高美台一丁目26番7号 箱田 洋一
変更後			福岡市東区高美台一丁目27番4号 岩永 豊一
変更前	高美台2丁目2区自治会		福岡市東区高美台二丁目36番14号 樋口 君子
変更後			福岡市東区高美台二丁目34番7号 岩佐 清志
変更前	高美台4丁目2区町内会		福岡市東区高美台四丁目2番14号 池田 夏
変更後			福岡市東区高美台四丁目7番8号 大森 久美子
変更前	高美台4丁目1		福岡市東区高美台四丁目26番1号 鶴田 伸一

変更後	区町内会		福岡市東区高美台四丁目 35番11号 大田 尚仁
変更前	多の津五丁目町 内会	会長宅（福岡市東区多の津 五丁目16番9号）	福岡市東区多の津五丁目 16番9号 安田 高弘
変更後		会長宅（福岡市東区多の津 五丁目42番27号）	福岡市東区多の津五丁目 42番27号 森 登美子
変更前	高美台1丁目1 区自治会		福岡市東区高美台一丁目 31番8号 森 操
変更後			福岡市東区高美台一丁目 31番1号 柴田 みゆき
変更前	よろい坂ハイツ 自治会		福岡市東区香椎駅前三丁 目27番2501号 田中 勇
変更後			福岡市東区香椎駅前三丁 目27番1501号 大塚 暁登
変更前	多田羅自治会		福岡市東区多々良一丁目 19番24号 宮崎 隆憲
変更後			福岡市東区多々良一丁目 24番24号 徳永 久則
変更前	美和台新町自治 会		福岡市東区美和台新町22 番11号 桜井 末治
変更後			福岡市東区美和台新町22 番7号 上野 静弘

変更前	松崎 3 丁目 1 区 町内会		福岡市東区松崎三丁目17 番26号 舟越 成元
変更後			福岡市東区松崎三丁目11 番14号 舟越 純治
変更前	和白丘二丁目町 内会		福岡市東区和白丘二丁目 33番 2 号 谷口 由美子
変更後			福岡市東区和白丘二丁目 13番 7 号 福永 克巳
変更前	和白東 1 丁目 1 区町内会		福岡市東区高美台二丁目 52番10号 古賀 貞雄
変更後			福岡市東区和白東一丁目 11番21号 吉木 いづみ

公 告

福岡市公告第201号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 6 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
	貝塚駅周辺土地区画整理事業電線共同溝築造工事（その 3）	
	福岡（大名一丁目 8）地区下水道築造工事	

一般土木B	市道箱崎146号線（九大跡地外周道路）電線共同溝建設工事（その2）	総合評価落札方式
	弁天川河川改修（No.21～No.32左岸仮設）工事	
	貝塚駅周辺土地地区画整理事業電線共同溝築造工事（その4）	
	日佐（柳瀬二丁目）外地区下水道築造工事	
	中部水処理センターB系消毒槽外耐震補強工事	
	都市計画道路長尾橋本線（茶山）城南橋下部工築造工事（その1）	総合評価落札方式
	都市計画道路国道3号線（半道橋）電線共同溝建設工事（その8）	
	草ヶ江（別府三丁目）外地区下水道築造工事	
	七隈（七隈二丁目外）地区下水道築造工事	
	東長尾（桧原二丁目）地区下水道築造工事	
電気B	柏原中学校校舎内部改造電気工事（A長寿命化1）（その2）	
	野多目小学校受変電設備更新工事	
	堤丘小学校校舎内部改造電気工事その2（A長寿命化3）	
	城南中学校夜間照明設備更新工事	
	博多障がい者フレンドホーム空調設備更新電気工事	
	城香中学校講堂兼体育館内部改造電気工事（B長寿命化）	
管B	福岡市博物館南側広場付帯施設新設空調設備工事	
	板付北小学校便所改造衛生設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和7年6月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前 6 時から午後10時まで

福岡市公告第202号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等について、一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第 9 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 6 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名又は名称及び所在地	落札金額	競争入札の公告日
福岡市動物園電力供給（年間予定使用電力量約2,025,000kWh）	福岡市中央区南公園 1 番 1 号 住宅都市みどり局一人一花推進部動物園	令和 7 年 4 月 24 日	福岡市博多区上呉服町 1 番 10 号 株式会社 新出光	41,944,218円 （単価契約に基づき算定した見込額）	令和 7 年 3 月 13 日

福岡市公告第203号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 6 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区大字女原308番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区姪の浜二丁目17番25号
廣田 裕輔

福岡市公告第204号

建築基準法第70条第 1 項の規定に基づき、建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第71条の規定により当該建築協定書をこの公告の日から20日間福岡市

役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において関係人の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
上和白ニュータウン建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市東区和白東一丁目1215番11ほか25筆
- 3 建築協定区域隣接地
福岡市東区和白東一丁目1215番 7 ほか16筆

福岡市公告第205号

建築基準法第73条第 1 項の規定に基づき、建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第73条第 3 項の規定により当該建築協定書を福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 19 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
唐原 3 区 3 丁目 1 組建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市東区唐原三丁目826番11ほか58筆
- 3 建築協定区域隣接地
福岡市東区唐原三丁目826番 2 ほか 8 筆
- 4 認可年月日
令和 7 年 6 月 19 日

水 道 局

福岡市水道局訓令第 3 号

福岡市水道局部長以下専決規程（平成14年福岡市水道局訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 19 日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

第 3 条第14号を削り、同条第13号中「及び検査」を「並びに検査及び完了」に改め、同号ただし書中「第 4 条第11号及び第12号」を「次条第12号及び第13号」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号

を加える。

(11) 1件4,000万円未満の財産の取得又は処分の決定に関すること。

第5条第15号を削り、同条第14号中「及び検査」を「並びに検査及び完了」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 1件1,000万円未満の財産の取得又は処分の決定に関すること。

第6条第3号中「(昭和39年福岡市企業管理規程第6号)」を削る。

第8条第4号を削る。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

早 良 区

福岡市早良区告示第4号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市早良区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和7年6月19日

福岡市早良区長 三 宅 宏 治

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市早良区百道浜三丁目4番11-1203号 シー サイドももちアクアコート11番館	LOPEZ SUAREZ RAMON	令和7年5月23日
福岡市早良区百道浜三丁目4番11-1203号 シー サイドももちアクアコート11番館	TORRES GUERRA YOLANDA	
福岡市早良区百道浜三丁目4番11-1203号 シー サイドももちアクアコート11番館	LOPEZ TORRES JULIA	

